

個人10

受 令和 6年 2月 21日
付 (午前)・午後 10時 29分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 6年 2月 21日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 山下 幹雄

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により 3月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質 問 事 項 No. <u>2</u>	公金詐取事件に係る職員の賠償責任の監査結果と今後の対応 について
要 旨	<p>市長は、昨年1月に発覚した元職員による公金詐取事件について、賠償の対象となる行為によって市に損害を与えたと認められる職員の賠償について、監査委員へ賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めた。</p> <p>監査委員はその事実があるかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定、令和6年1月26日に結果を報告。その結果としては、33,292,458円の賠償責任があるとしている。この経緯経過等公表されている内容も含め、今後の展開と本市が被り市民の不利益となっている損害の回復に向けての事務並びに判断について伺う。</p> <p>(1) 監査の実施状況並びにその内容について</p> <p>(2) 監査委員の報告について 内容について伺う。</p> <p>(3) 報告に対する市長（本市）の対応について</p> <p>(4) 損害賠償におけるその額の取扱いと考え方について 司法判決済み職員に対する損害額処理との関係性は</p> <p>(5) 今後の損害額回収の手順と見通しについて</p> <p>(6) 今回の監査請求の視点と法的根拠について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。